

申告

をお忘れなく

▶ 3月15日（金）まで

町・県民税

◆申告が必要な方

平成25年1月1日現在、鳩山町に住所があり、次の事項に該当する方

- ①営業・農業・地代・家賃・利子・配当・年金などの所得のあった方
- ②給与所得者で、勤務先から町へ給与支払報告書の提出のなかった方や給与所得以外に所得のある方
- ③雑損控除・医療費控除を受けようとする方
- ④配当所得のある方で、所得税の源泉分離課税を選択した方
- ⑤所得のない方（学生・未成年者など）も非課税の判定、扶養認定などの資料として使用されますので、申告書を提出してください
- ⑥平成25年1月1日現在、鳩山町に事務所や事業所、または家屋敷を有し、鳩山町に住所がない方

※所得税の確定申告をされた方は、町・県民税の申告は必要ありません。



◆申告に必要なもの

- ①印鑑（スタンプ印不可）
- ②給与所得者は源泉徴収票等
- ③事業所得者は必要な帳簿書類等
- ④その他の所得者は所得金額が証明されるもの
- ⑤国民年金保険料・国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の領収書や支払証明書
- ⑥生命保険・損害保険等の領収書や支払証明書
- ⑦医療費控除を受ける方は医療費の領収書
- ⑧障がい者の方（扶養者を含む）は身体障害者手帳・みどりの手帳、または精神障害者保健福祉手帳等
- ⑨学生は学生証等
- ⑩その他必要なもの

※必要書類は、原本をご持参ください。

今年の所得税の確定申告と、町県民税の申告の受付は、2月18日（月）から3月15日（金）までです（土・日曜日は除く）。申告は、課税や国民健康保険税、介護保険料などの正しい税額等の算定のために重要なものです。収入の有無にかかわらず申告をお願いいたします。

申告期間中は、日によって大変混雑し長時間お待ちいただくことがあります。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。また、期限近くの申告では、書類の不備により期限を過ぎてしまうことも考えられます。必要な書類は、余裕を持ってご準備ください。

問合せ

- 町・県民税の申告について
役場税務課 ☎296-5892
- 所得税の申告について
東松山税務署 ☎0493-22-0990
(自動音声応答)

町・県民税の申告受付と 所得税の納税相談日

月日（曜日）	対象地区	会場・受付時間
2月		鳩山町役場3階 305・306会議室 午前9時～11時 午後1時～4時
18日(月)	石坂一・石坂二・鳩山団地	
19日(火)	松ヶ丘一～二丁目	
20日(水)	松ヶ丘三～四丁目	
21日(木)	楓ヶ丘一～二丁目	
22日(金)	楓ヶ丘三～四丁目	
25日(月)	鳩ヶ丘一～二丁目	
26日(火)	鳩ヶ丘三～五丁目	
27日(水)	大橋・奥田	
28日(木)	須江・竹本	
3月		申告の状況により長時間お待ちいただく ことがあります。 ※土・日曜日を除く
1日(金)	泉井・高野倉	
4日(月)	上熊井・下熊井	
5日(火)	小 用	
6日(水)	大 豆 戸	
7日(木)	赤 沼	
8日(金)	今 宿	
11日(月) 、 15日(金)	全 地 区	

■所得税の納税相談で、事業所得、不動産所得、譲渡所得、山林所得などがある方は、直接東松山税務署へお願いいたします。また、納税相談の内容によってお預りが困難と思われるものは、直接東松山税務署へお願いする場合があります。ご了承ください。

町・県民税 所得税確定

2月18日（月）▶▶

所得税

◆確定申告が必要な方

給与所得者は、年末調整で所得税が精算されるため、通常は確定申告をする必要はありませんが、次のような方は申告をしてください。

- ①給与所得以外に20万円を超える所得があった方
- ②平成24年中の給与の収入金額が2千万円を超えている方
- ③給与を2か所以上から受けている方

また、医療費控除を受けるなどの還付申告は2月18日（月）以前でも、東松山税務署に申告書を提出することができます。

平成24年分の確定申告会場等は、下記のとおりです。

- ▶ **期間** 2月18日（月）～3月15日（金）
- ▶ **会場** 東松山市民文化センター 大会議室
- ▶ **時間** 午前9時～午後4時

この期間、東松山税務署の庁舎では申告相談を行っておりませんのでご注意ください。

なお、確定申告書を提出される方は、画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算される「確定申告書等作成コーナー」(<http://www.nta.go.jp/>)をご利用ください。

介護保険料などは 社会保険料控除の対象になります

平成24年中にお支払いになった「介護保険料」「後期高齢者医療保険料」「国民健康保険税」「国民年金保険料」は、社会保険料控除の対象となります。

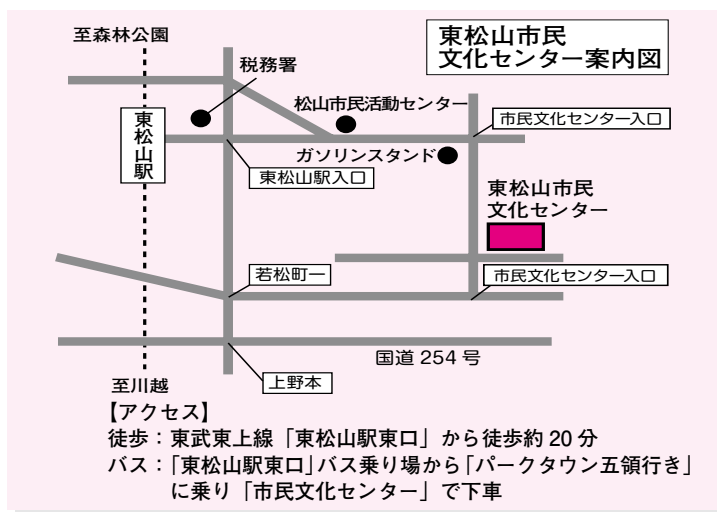
特別徴収者（年金からの徴収）は年金保険者発行の源泉徴収票、普通徴収者（個人納付）は領収書でご確認ください。口座振替の方は、平成24年中に振替された合計額となります。なお、介護保険のサービス利用（施設・居宅）がある場合、医療費控除の対象となる場合があります。

介護保険法における 要介護認定を受けた方へ

介護保険法における要介護認定を受けた方は、申請により特別障害者控除が受けられる場合があります。

●問合せ

- ・介護保険・後期高齢者医療は
高齢者支援課 ☎296-1210
- ・国民健康保険税は町民課 ☎296-5891
- ・国民年金保険料に関することは
控除証明書専用ダイヤル ☎0570-070-117
(IP電話からは ☎03-6700-1130)



平成25年度（24年分）適用税制改正

生命保険や個人年金に加入していると、支払った保険料に応じて生命保険料控除が受けられます。

死亡保険などが対象となる「一般生命保険料控除」と、個人年金が対象となる「個人年金保険料控除」に加え、新たに介護保険などが対象となる「介護医療保険料控除」が設けられました。住民税は平成25年度から、所得税は平成24年分から適用されます。合計適用限度額は、町・県民税は7万円のまま変更ありませんが、所得税は12万円に改正されました。

控除額等は下表のとおりです。平成24年1月1日以後に締結した保険契約等は「新契約」に、それ以前は「旧契約」に区分されます。控除額は年間支払額に応じて計算されます。詳しくは、役場税務課または、東松山税務署にお問い合わせください。

	一般生命 保険料控除	介護医療 保険料控除	個人年金 保険料控除	限度額
①新契約	2万8千円 (4万円)	2万8千円 (4万円)	2万8千円 (4万円)	7万円 (12万円)
②旧契約	3万5千円 (5万円)	—	3万5千円 (5万円)	7万円 (10万円)
③新契約と旧契約の両方で控除の適用を受ける場合は2万8千円(4万円)を限度				

※①～③の各控除額が生命保険料控除額となります（合計限度額7万円（12万円））。（ ）は所得税控除額